



関西国際空港内の免税店で STEBs^{※1} の取扱いを開始します

～海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様も、お酒、化粧品等の液体物が空港内免税店で購入できるようになります～

関西国際空港では、海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様への利便性向上をめざし、関西国際空港内の保安検査通過後のエリアにある免税店等で10月27日(火)より STEBs を導入します。

乗り継ぎ時の液体物に対する量的制限規制^{※2}のために、これまで免税店にてお酒や化粧品等の液体物を購入できなかったお客様も、下記の通り免税店で購入できるようになります。

記

- STEBs 導入日 : 2015年10月27日(火)
- STEBs 導入店舗 : 関西国際空港内免税店等 20店舗
(第1ターミナルビル17店舗、第2ターミナルビル3店舗)

【これまで】



海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様へは、液体物に対する量的制限規制により100mlを超える酒等の液体物の販売を、空港内免税店において控えています。

【これから】2015年10月27日(火)から

関西国際空港を出発して、海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様も、100mlを超える酒等の液体物を、STEBs に封入することで、関西国際空港内免税店で購入できるようになります。

※1 STEBs (Security Tamper Evident Bags/不正開封防止袋)

液体物に対して不正干渉を防止するため、国際的にルール化された特別な袋です。

※2 量的制限規制

100mlを超える液体物を航空機内へ持ち込むことを制限する国際的なルール。

100mlを超える液体物を所持したまま日本出発時の保安検査場を通過できないことと同様に空港内免税店において購入した100mlを超える液体物を所持したまま乗り継ぎ先空港の保安検査場は通過できません。

(注意) 市中又は空港内の一般エリアにある消費税免税店で購入した飲料類、化粧品類等の液体物については、量的規制の対象となることからスーツケースに入れて受託手荷物としてお預けいただく必要がございますのでご注意ください。



STEBs の例

